

第三十八回国会 衆議院 法務委員會議録 第六号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 池田 清志君  
理事 田中伊三次君 理事 林 博君  
理事 山口六郎次君 理事 井伊 誠一君  
理事 猪俣 浩三君

井村 重雄君 一萬田尙登君  
上村千一郎君 唐澤 俊樹君  
小島 徹三君 千葉 三郎君  
楠橋 渡君 長谷川 峻君  
畑 和君 原 彪君  
中村 高一君 田中幾三郎君  
出席政府委員

法務政務次官 古川 丈吉君  
検事(大臣官房司法) 津田 實君  
法務調査部長  
法務事務官 大澤 一郎君  
(矯正局長)  
委員外の出席者

最高裁判所事務 内藤 頼博君  
総局事務次長  
判(最高裁判所事務) 長井 澄君  
判(最高裁判所事務) 守田 直君  
務(最高裁判所事務) 長  
専 門 員 小木 貞一君

三月十四日  
委員片山君辭任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十三日

第一類第三号

法務委員會議録第六号

昭和三十六年三月十四日

鹿児島地方、家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願(池田清志君紹介)(第二二七二号)

岡山市南方緑地帯に岡山検察庁々舎建設反対に関する請願(大村清一君外二名紹介)(第二二七三号)

めいてい犯罪者に対する禁断処分法制定に関する請願(池田清志君紹介)(第一三二二号)

同(中山マサ君紹介)(第一三三三号)

同(戸叶星子君紹介)(第一三九八号)

同(床次徳二君紹介)(第一四一七号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第一四一八号)

大日本愛国党とその他の右翼テロリスト団体の解散に関する請願外七件(川上貫一君紹介)(第一四〇五号)

同外六件(志賀義雄君紹介)(第一四〇六号)

同外六件(谷口善太郎君紹介)(第一四〇七号)

鹿児島地方法務局鹿屋支庁庁舎敷地の買収に関する請願(二階堂進君紹介)(第一四八一号)

は本委員会に付託された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び矯正医官修学資金貸与法案の両案を一括議題として審査を進めます。井伊誠一君。

前回到引き続き、質疑を続行いたします。井伊誠一君。

○井伊委員 下級裁判所の判事の定数を増員する、こういうことですが、裁判所の判事のこれに対する補充の対策というものは、根本的に立っておるの

であるか。先日は大体今度の増員に対する対策はできておるとのことだったが、その後のことについてはまだ十分なことを承っていないわけです。これに対する対策をほんとうに立てられて

いるかどうか、そのことを一つ伺いたい。○内藤最高裁判所長官代理者 下級裁判所の裁判官の今後の充員の見通しで

ございますが、判事につきましては現在五十名近くの欠員がございます。さらに今回お願いしております定員法の改正によりまして、二十八名の増員がござ

います。判事につきましてはこの四月十四日に判事補を十年経験いたしました

しまして判事の任命資格を得ますものが約八十名ございます。判事は御承知のように判事補、検事、弁護士等を十年

経験したることによって、その任命資格を得るわけでございますが、ただいま申し上げましたように、この四月十四

日には判事補を十年経験した者が八十名ございますので、これらの人たちが当然判事に任官することを希望いたし

まして、この欠員の補充ができる見通し

してございます。

それから判事補につきましては、ただいま申し上げました判事補を判事に任命することによりまして、約八十名の定員があるわけでありまして、これは

今度司法修習生を終了いたしました者の中から判事補に任命することになる

わけでございますが、それがやはり八十数名は任命をする見通しが立てられて

おるわけでございます。

なお簡易裁判所の判事につきましては、約四十名の欠員が現在あるわけでございます。これは例年弁護士の方の中

から、あるいはその他一般の中から、これは特別の任命になりますけれども、任命されることになっておりま

して、簡易裁判所の判事の方は比較的補充が容易でございますので、補充し

得ると考えておるわけでありまして、補

○井伊委員 さしあたりの対策は今のようなことでありましようが、司法修

習生になることを希望する者がだんだん多くなるとい傾向というか、そ

うい見通しを持っておられるのかどう

か。聞くところによると、やはり司法修習生の方はだんだん裁判官の——これは検察官の方においてもそうだと

いうのですが、そういうことが事実だと

思います。判事補を得る、あるいは判

事を得るということがむずかしくなっ

てくると思うのであります。それがそ

の次の対策として大切なじゃないか

と思ひますが、その点はどうでありま

しょうか。

○内藤最高裁判所長官代理者 御指摘

のございました問題でございますが、

司法修習生から判事補へ希望いたしま

す者の数は、過去三年間で見ますと、

昭和三十三年度が六十七名、三十四年

度が八十六名、三十五年度が八十六名

となっておりまして、これは大体九十

名くらいというふうに見られてはいる

わけでございます。大体この数字はそれ

ほど動かないというふうには私も考

えてはいるわけでございます。現在の裁

判官の数を補充して参ります上におき

ましては、その程度の数字が維持され

れば、さしたる支障はないとは存じま

すけれども、御承知のように、裁判所

の現在の状況を見ますと、裁判官の増

員がどうしても要請されてくるのでご

ざいます。この増員のことを考えます

と、現在のこの志望者数では、将来の

見通しとして決して明るいとは申せな

いのであります。この点につきまして

は私も判事補へ多くの優秀な人が志

望するようにはせひしたいのであります

けれども、それにはやはり率直に申し

まして弁護士の方へ希望する若い人た

ちが多いものですから、私もが期待

するだけの、将来の裁判所の必要を満

たしていただくだけの志望者が得られる

というふうな見通しが現在のところはな

かなか立てない状況であります。

○井伊委員 弁護士から裁判官を希望

する者は、今までの実績ではどのくら

いでございますか。それからまたこれ

からの見通し傾向としては、期待を持

てるものであるかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○内藤最高裁判所長官代理者 弁護士から裁判官に任命される方々は、終戦の直後には比較的数が多かったのですが、最近はやや数が減っています。過去三年間を平均いたしますと、年間約二十名でございます。判事が約六名、判事補が約五名、簡易裁判所判事が約九名というような状況であります。これも実は私も伺ったしましてはぜひ弁護士から裁判官になっていただきたいということとを常に申しておりますし、また日本弁護士連合会におかれましては、積極的に私どもに協力していただきまして、お骨折りをいただいておりますのでありますけれども実情はたまたま申し上げましたような次第で、今後この点につきましても、現在のままであります大きな期待は寄せられないのではないかと考えております。

○井伊委員 このことはやはり非常に重大な問題だと思います。これらの裁判官に司法修習生からの志望が今の話ですと一応上昇の機運にあるようでもありますけれども、将来のことを考えると安心はできないと思っております。弁護士の方からの志望者もきわめて少ない、将来はだんだん裁判官の数はやはりふやさなければならぬという方向だろうと思っております。しかしあまり明るい見通しは立っていないようであり、これは心配はしておるけれども、将来において非常にむずかしいものを残すと思ひながら、今は、正直のところ、打開の道はなかなかないと思ひます。何かこれに対するところ

のほんとうの根本的な対策というものをもちてあります。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のございましたように、裁判官の充員ないし将来の増員のことは非常に重大なことでございまして、私も常々その点につきましても考慮いたし、その対策も考えているわけではございませんけれども、ただいまお話し申し上げますように、現在のところ、私どもとしては明るい見通しを持ち得ないのでございます。これは大へん遺憾なことであり重要な問題でございませぬけれども、結局はやはり法曹全体の協力、それからそれに応ずるところの裁判官の地位、待遇というものが確立されまじと、打開はできないのではないかと、工合に考えているわけでございます。

○井伊委員 裁判所職員のことについて少し聞きたいのですが、裁判所の事務官というのは、定員よりも千七百名以上も現在実際上はよけいになっておる、こういう定員よりもよけいになっておるということ、いつから始まったのでありますか、これはどういふ事情からこういふふうになっておるのか。

○守田最高裁判所長官代理者 事務官の下に補助職員として雇があるわけであり、この事務官は、だんだん勤続年数が長くなりまして、そのまはうっておくわけにいかないわけであり、そこで一定の試験をいたしまして順次事務官に昇任をさせて繰り入れられておるわけでございます。そこで、過去の昭和三十五年におきましては過員となつておるわけでございますが、しかし昭和三十六年度予算におき

ましては、これらの過員はすべて事務官に組みかえていただきまして、昭和三十六年四月一日からはこの過員という現象はなくなつてしまつてわけでありませぬ。

○井伊委員 これらの事務官の職務の範囲ですね、やはり檢察審査会の職員というふうなもの、この中に入つておるわけですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 檢察審査会に属します事務官も、ただいまの数の中に入つております。

○井伊委員 檢察審査会の方の職員である事務官というものは、現在のどのくらいあるのでしょうか。

○内藤最高裁判所長官代理者 定員五百四十名でございます。

○井伊委員 この檢察審査会の五百四十名というものを今度千四百二十名にするということになりますと、これはやはりこの事務官の中からそれだけの者を入れていく、こういうわけですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 今回の改正案の中にございまして千四百二十名と申しますのは、これは事務官ばかりでございませぬ。その他の職員も加えてまして全部で千四百二十名ということでございます。

○井伊委員 この檢察審査会の事務官というものは五百四十名の定員で、これを今度さらにこれだけの定員数に増加しますと、これは檢察審査会の仕事に非常に大きくなっていくということ、予想しておるわけなんでしょうが、今までのところを見てみますと裁判所の事務官が檢察審査会の職員として兼務をしておるような事象が多いのでないかと思つております。今度少なくともこの専従の定員を千四百二十名、これ全

部事務官ではないとしましても、これは事務官を相当にそちらの方へ振り向けるという、そういう意味でありますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げましたように、事務官の定員のほかに他の職員も加えてまして全部で千四百二十名ということになるわけでございます。従いまして、事務官の数が千四百二十名に増加するという趣旨でございませぬ。千四百二十名という数は、従来の職員の数まであります。すなわち従来は事務官だけの数が法律に出ておりましたけれども、今度は事務官以外の職員も加えてまして数字を出しましたので千四百二十名になったわけでございます。職員全体の数は従来と変わっておりませぬ。

○井伊委員 この檢察審査会事務官が、今までは裁判所の事務官が兼任をしておるようなものもあるように私は思うのですが、今度のこの少なくなると千四百二十人というものは、事務官のほかに他の職員も入るではありませんし、それが専従となるわけでありませぬか。

○内藤最高裁判所長官代理者 檢察審査会の事務官は、身分は裁判所事務官でございます。裁判所事務官が檢察審査会事務官の仕事をしておるわけでございます。各庁のそれぞれの事情に応じて、事務の繁閑もございませぬので、檢察審査会の事務官の職をとります者が、同時に裁判所の方の事務も扱うこともあり得るわけでございます。

○井伊委員 そうするとこの千四百二十人、そのうちに含まれるところの檢察審査会事務官、それらの者はどうなり

ますか。専従かどうかということでございます。

○守田最高裁判所長官代理者 檢察審査会事務官は、裁判所事務官から任命することになっております。裁判所事務官というものが官であつて、檢察審査会事務官というのは職ということになるわけでありませぬ。だから檢察審査会事務官になるためには、どうしても裁判所事務官でなければならぬ。大体が専従になっておると思ひますけれども、しかし事務の繁閑等もありまして、あるいは裁判所事務官で檢察審査会事務官としての職務を行なうべきものと定められている者が、裁判所事務官としての身分で裁判所の事務を行なつておるといふ面もあるかもわかりませぬが、原則として専従ということになるわけでございます。

○井伊委員 そうしますと、特に今度の改正をいたします第二条のところの「裁判官以外の裁判所の職員の員数は、二万三千三百三十七人」その下にカッコとして「千四百二十人は、檢察審査会に勤務する職員とする。」こういうふうな数を限定いたしますのは、あまり必要がないということになるのでしょうか。裁判所事務官の資格を持つておればこちらの方へ向けられるというわけですが、数をこう限定してあるのは、これはどういう意味なんでしょうか。

○津田政府委員 この檢察審査会事務官は、裁判所事務官のうちから任命するということは檢察審査会法に規定されております。であります、現在の檢察審査会法によりまして、その二十条一項におきまして「各檢察審査会を通じて五百四十人の檢察審査会事務官を置く。」ということになっております。

ところが今度のこの改正案によりますと、その五百四十人というのを削るわけがございませぬ。その理由は、現在お手元にお配りいたしております参考資料の表に「裁判官以外の裁判所の職員の内、現在在員等」という表の中にございませぬように、檢察審査会には五百四十人の現在在員に對しまして、今度はそれを八百二十二人に事務官を伸ばす、事務官の数をふやすというの、つまり事務員から事務官に組みかえるという予算措置がなされたわけだ。これは事務員を名称の上で優遇するという趣旨になるわけがございませぬ。ところが一方檢察審査会から申しますと、事件数は少しも多くなつておりませぬ。大体年間に二千件前後です。その意味におきまして、本来の事務官をふやすということがはかばかものであろうかということが考えられますので、この檢察審査会事務官の数は、ほかの裁判所における事務官と同じように、その数の内容は全部裁判所がきめるという趣旨で、法律上からはその事務官の定員のワケをはずした方が、裁判所としては自由に事務官を予算の範囲内においてふやすこともできるだろうという趣旨におきまして、この裁判所職員定員法の第二条を改正いたしました。檢察審査会に勤務する事務官、履を含めて総計千四百二人、これは現在の定数そのままの数をここで押えるということによつて、その内容は裁判所におきませぬのが相当である、こういう趣旨でございませぬ。

○井伊委員 さらに聞きたいのです。が、速記官、速記官補というものがあつて、そして各裁判所に置かれるということになつておるようですが、定員六百四十八名、そして現在在員がその通りということなんです。これが實際置かれてあるところの裁判所は、各裁判所というよりは、あるところとないところがある、こういうふうにも思ふのです。これはどういふところに置いてあるわけですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 速記官は、現在地方裁判所の本庁全部、それから高等裁判所の本庁全部に配置されておられます。本年度にもさらに研修を修了して速記官になるものもございませぬが、それらの者もいづれも地方裁判所本庁に配置されることになつておる。

○井伊委員 今度増員になります計画のようですが、これはやはり地方裁判所本庁以上のところでその必要が増したということですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 これは地方裁判所本庁の仕事を従事するわけがございませぬが、必要が増したと申しますよりは、現在までにまだその必要数を満たしてない、足りないのだ、それをおいひいこうして配置いたしました、必要を満たしていくということがございませぬ。

○井伊委員 この速記官というものは、地方裁判所本庁よりもさらにその下の支部であるとかあるいは簡易裁判所であるとか、そういうところまでこれを拡大していくという御意向はありませぬか。

○内藤最高裁判所長官代理者 速記官をつけます審理は、何といたしまして、も、事実審に一番必要なわけでありませぬ。同時にまた事実審の中でも、簡易な事件は、これを除いてよろしいわけがございませぬ。そうなりますと、やは

り地方裁判所本庁がまず第一になりませぬし、將來でございませぬ甲号支部には必要なことだと存じておられます。しかし支部及び簡易裁判所になりますと、比較的簡易な事件でありませぬので、すべて速記官を配置する必要はないかと考へておられます。

○井伊委員 さらに、この速記官の権威ある記録と、それから裁判所書記官の作成するところの調書、そういうものとの調整はどういふふうになつておる。

○内藤最高裁判所長官代理者 書記官が作りませぬ供述調書というものがございませぬが、速記がございませぬ場合には、速記をもつて書記官の供述調書にかへることができるとなつておる。

○井伊委員 それでは書記官の事務の範囲と申しますか、そういうことについて、かつて書記官が職務以外の仕事を裁判所によつてやられておるといふようなことで大へん問題になつたことがありませぬ。それ以来どういふ事態に ついては、確かに実際において定められたところの書記官の仕事以外の事務もやらせられておるといふことがあつたと思つておられます。そういう事態は今日どういふふうになつておるか。

○内藤最高裁判所長官代理者 事務以外のこととはさせられないやうになつておるといふやうなやうな直つた跡があるか、もとのままであるか、そのことを承りたい。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所に書記官につきましては、御承知のやうに裁判所法によりまして、「裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他法律において定め

る事務を掌る」ということになつておる。これはここに職務のうちの主要なものを掲げたわけがございませぬ、これに付随し、またはこれに密接に關係する事務、いわゆる訴訟事務と言われておられますが、この訴訟事務一般につきまして書記官はその職責を有するわけがございませぬ。これは今日も從來とその解釈においては変わつておる。

○井伊委員 当時その問題について書記官の間から大へんな抗議が出てきた、そのことによつて懲戒をされたということも起きたのであります。その懲戒をされる標準というものは、規定に定められた職務の範囲外のことをやられておるといふこと、これに對してその制度について争つたものと思つておられます。争つた人たちが懲戒された。今それはどういふふうになつておられますか。争つておられますその結果はわかりませぬけれども、もしその後實際上どういふ事態がないといふことであるならば、こういうやうな事態もまた起さないと考へるのであります。そこで實際はその職務以外の仕事というものを、むしろ従來の裁判所の持つておる伝統的な一つのよきであるといふやうなことで、その職責——それは明確になつていなくとも、規定された職責以外と認められるやうなものをやらせられた實際がある。それについて、一応最高裁ではこれに對する見解を披瀝して、確かにそういうことで主張しておるその者がいけなさいといふので処分しておると思つておられます。それから見ると、その後依然としてあの見解というものをやはり維持しておられるのか。そうすれば、今の事態というものが前と同じく

裁判所の内部においては、裁判所職員はある場合には、職務以外のことをやらせられておるといふ事態がなくならない限りは、これはまだ依然として解決はできていないことであると思つておられます。これもなかなかむずかしい内部の裁判指揮の問題でありませぬ。そういうところに重大な意義があると思つておられます。その点につきまして、そういう事態が改善されていないことになつておる。従来通り何かどこかに見解の食い違つたところがあつて、そのままになつておるといふものであるか、そういう点を聞きたいと思つておられます。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所書記官の職務の範囲につきましては、最高裁判所の見解は以前も今日も少しも変わつておりませぬ。また書記官の實際にとつておられます職務も、以前と今日と少しも変わつておりませぬ。

○井伊委員 ついでに、檢察審査会の制度が設けられました後、今までにあげられました實際上の成果、こういうものをお聞きしたいと思つておられます。

○内藤最高裁判所長官代理者 檢察審査会が活動を始めてから昨年六月末までの活動状況がございませぬが、受理件数が一万八千八百四十五件に達しておりました。その他檢察審査会の方で建議、勧告いたしましたものが四百二十七件となつておられます。当初はこの制度が一般に知られておりませぬので、年間に五百件に満たない件数でございませぬけれども、その後だんだんに申立数もふえて参りまして、昭和二十六年には二千件に近い件数を取り扱つたやうになりました。その後や減少した年もございませぬけれども、昭和三十一年以後は大體年間二千件前

後の事件を扱っているわけでありませう。

○井伊委員 今あげられました事件の取り扱い総数ですが、これは片寄っておりませんか。大きな裁判所に所属するところの檢察審査会の方が非常に多くて、地方の方が少ないとか、そういうような傾向はないのでございませうか。

○内藤最高裁判所長官代理者 それはやはり大都会には事件が多くございませうし、地方には少ないということ、檢察審査会における扱いの事件もそういう相違がございませう。東京あたり、多いところとございませうと年間に百数十件扱いますが、少ない地方になりますと事件というところもあるわけでありませう。

○井伊委員 檢察審査会の扱われましとところの具体的な成果、そういうものの資料をいただきたいと思うのでございませう。

○内藤最高裁判所長官代理者 資料でございませうが、たとえば年々扱いました件数、それから処理の内容でございませうとか、そういったようなものでございませうと差し上げることができませう。

○井伊委員 それを一ついただきたいと思ひます。

檢察審査会の件数は大体二千件見当というところとございませうが、これに対しての裁判事務官の専属職員というものが多くなるといふのはどうなんでしょうか。その数字の内容は檢察審査会にかかる事件の内容といふものが非常に複雑になってくるという傾向を現わしておるのですか、この事務官の数がふえるということとの関係はどうなんでしょうか。

○内藤最高裁判所長官代理者 檢察審査会の事務官が数が増えるようになっておりますのは、これは先ほど人事局長から申し上げましたように、雇からの定員の組みかえがあるわけとございませう。千四百二十名という全体の職員数は、従来と変わっておりませう。

○井伊委員 私の質問はこれで終わります。

○池田委員長 畑和君。

○畑委員 内藤次長にお伺いしたいと思ひます。

代行書記官の制度について、この前の機会にもお伺いしたのであります。これに関連してあとお尋ねしたいのは、裁判所の職員、現在員等の表、このうち書記官(補)とありますが、家庭裁判所の調査官も補であります。これは両方通じての定員ですか、どうですか、まず承っておきたいと思ひます。書記官並びに書記官補として含めて定員になっているのですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 その資料にございませう数字は、官と官補と両方含めた数字でございませう。

○畑委員 そうしますと、要するに書記官補から書記官に任命するのは、それだけの資格、能力等を備えておれば、その定員内において補から官の方に自由に任命することができるのであります。

○守田最高裁判所長官代理者 法律定員では一本になっておりますが、しか

し予算定員では書記官も書記官補もそれそれ定員がきまつておるわけとございませう。従ひまして、書記官補から書記官に昇任させるにも、書記官に欠員がない限りできないという意味とございませう。

○畑委員 予算上の定員ということですね。

○守田最高裁判所長官代理者 そういう意味とございませう。

○畑委員 そうしますと、書記官と書記官補の職務の範囲は、どういふような規定になっておりますか。これは官名ですね。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所書記官及び裁判所書記官補の主務権限については、裁判所法第六十条に裁判所書記官の権限の規定がございませう。書記官の方は「裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る」といふふうになっております。このほかに最近の改正によりまして、裁判官の命令によりまして、調査をする事務が書記官に加えられるわけとございませう。書記官補の方は、第六十条の二におきまして、「書記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する」といふふうになっておりませう。書記官補の方は補助というところになっております。

○畑委員 そこでお伺いしたいのは、代行書記官といふのは、法文上はどこの職責になっておるのか。どこに根拠があるのか。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所法の附則にございまして、昭和二十四年法律第一七七号の第三項でございませう。「各裁判所は、当分の間、最高裁

判所の定めるところにより、裁判所書記官補に裁判所書記官の職務を行わせることができる。」これがその根拠とございませう。

○畑委員 現在代行書記官ないし代行調査官の数は、大体でけっこうでございませうが、どのくらいになっておりますか。

○守田最高裁判所長官代理者 代行書記官の方は約二百名、それから代行調査官の方は二百五十名程度だと思ひますが、正確な数字は持つておりませう。

○畑委員 この前にも請願がございませう。代行書記官の仕事は書記官と同じ、取り扱い、給与等が違ふ。そこでも、こうした人数は相当多いのだけれども、そうした代行書記官の制度、これは制度そのものは、今言った通り一時的にきめられたものらしいのであります。これを廃止してくれという請願がございませう。それは一応採択になつておりますが、その審査をしたときの次長からの返答としては、能力に依つて試験をして書記官に繰り入れるということであつたわけとございませう。こういうふうに相当人数がおりませう。これに対する要望が非常に強くあるわけとございませうし、われわれのところにもそういう要望が参つておるわけとございませうが、これを早急に、一つ何とか早く解決してもらいたい。その見通しはどうでありませうか。

○内藤最高裁判所長官代理者 私どもといたしましても、代行書記官の制度は当分の間の制度でございまして、でき得る限り早く解消したいということを考えているわけとございませう。しか

し今日の裁判所の制度並びに裁判所において扱います事件等から考えましても、書記官の任命資格というものは、やはりこれは今日のまに維持されなければならぬわけと存じます。従ひまして、書記官補を研修なり、なんなりでやはりそれだけの力をつけまして、客観的に書記官の任命資格を得るようになつて、そして、書記官に任命していきなさいということ、その方針はやはり変えるわけには参らなかつたと思ひます。そういう措置をできるだけ講じて、書記官補を書記官に任命していきなさい、代行制度を解消していきなさいといふふうにご考慮のわけとございませう。

○畑委員 まあ大体趣旨はわかるのでありますけれども、仕事はともかく代行書記官補でありながら書記官と同じ仕事をしておる。それを要請されておるわけとございませう。しかも相当人数が多いといふことになると、まあ今のお話を承ると、それだけの資格といふか能力といふか、そういうものがないから、まだ代行といふことで一時書記官の仕事をしておるのだ。ところが反面、その仕事をけっこうやつておる。やつておるからには、早く書記官にしたらい。その辺に若干矛盾があると思ひます。一つその辺は、定員の関係とも関係があると思ひますけれども、どんどん定員をふやすように運動して、早くあれしてもらいたい。これを要望いたします。

○池田委員長 この際お諮りいたします。矯正医官修学資金貸与法案に対する

質疑はこれで終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終局いたしました。

○池田委員長 これより討論に入る順序であります。別に討論のお申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立総員。よって、本案は原案通り可決せられました。(拍手)お諮りいたします。ただいま可決せられました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次会は公報をもってお知らせいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時五十六分散会

〔参照〕

矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出第六七号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

法務委員会議録第四号中正誤

ペシ段 行 誤 正

ニニ 云 終了して 終了した 後、 後、

法務委員会議録第五号中正誤

ペシ段 行 誤 正

ハ三 三 上りが 上がり

昭和三十六年三月十六日印刷

昭和三十六年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局